

鉱山保安法第2条に該当する鉱山で消費する火薬類を譲り受ける場合の手続 (法第17条)

(注) この場合は、火薬類消費許可申請は不要である。

○提出書類

- ① 火薬類譲受許可申請書・・・様式 No. 1
- ② 鉱業施業案認可書又は事業着手届の写
- ③ 鉱山の所在地を管轄する市町村長が発行する鉱山が稼働していることを証する書面又は鉱産税を納税していることを証する書面
- ④ 鉱業事務所設置届の写(新規の場合のみ)
- ⑤ 委任状(申請人が代理人である場合)・・・書式例No.1

○ 提出部数 1 部

- 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班(ただし、火薬又は爆薬 25k g 未満、工業雷管又は電気雷管 250 個未満、導火線又は導爆線 2 5 0 m 未満の場合は火薬類の消費する場所を所管する県土木(建築)事務所)

- 手数料 6,900円(ただし、申請に係る火薬類の数量が 25k g 以下の場合は3,500円。)
(「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。)

○ 手数料納付方法(令和8年10月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。